院内感染対策に関する取り組み

当院では院内感染防止対策として、以下のような取り組みを行っています。

１．感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善する院内感染対策活動の役割を担うために、院内全部門の代表者で構成された「院内感染防止対策委員会」を設置しています。

２.「院内感染防止対策委員会」の実働組織として「感染対策チーム（ＩＣＴ）」を設置し、週１回院内を巡回して感染問題に迅速に対応しています。

３．抗菌薬の適正使用に関する取り組みを行って、薬剤が効きにくい細菌の発生を予防しています。

４．全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会を年２回以上開催し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法を全職員に周知しています。

５．院内感染発生が疑われる事例が発生した場合、ＩＣＴが速やかに現状の確認・感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。

６．感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示を行い広く院内に情報提供を行います。

７．抗菌薬の適正使用を支援するチームが、他の保険医療機関から抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制を整備しています。

井原市立井原市民病院

医療安全管理基本指針

1.　医療安全管理に関する基本的な考え方

井原市立井原市民病院では、患者様の生命を守ることが使命であり、患者様に損害を与えてはならないという安全管理の基本的な考え方のもと、様々な情報を正確に収集して適切に分析し、対策を講じることに努めます。また、医療の安全に関する教育・研修を積極的に行います。

2.　医療安全管理のための体制について

副院長を委員長とする医療安全管理委員会を設置し、医療の安全管理に係る体制の確保および推進に努めます。また、医療安全管理に関する専門の担当者を配置し、情報の収集・分析および方策の企画立案を行います。

3.　医療安全管理のための職員研修について

医療安全管理に関する全職員対象の研修を年２回以上開催し、個々の医療従事者が安全に医療を提供するための能力を向上させることに努めます。

4.　医療に係る安全確保を目的とした改善方策について

医療の安全管理を効率的かつ円滑に行うためにヒヤリハット報告の収集・分析等を行います。医療安全管理マニュアルの作成・変更および業務の標準化などの推進および継続的な業務改善を随時行います。

5.　医療事故発生時の対応について

医療事故等が発生した場合は、「事故発生時対応マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応します。また、患者様等に対して誠実に対応します。

6.　職員と患者様との間の情報共有

この指針は、患者様等に医療の安全管理への理解と協力を得るため、院内掲示を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7.　患者様からの相談への対応について

医療安全管理者を責任者とする「医療安全管理室」を設置し、患者様等からの病状や治療方針などに関する相談に適切な対応をいたします。また、相談により患者様等が不利益を受けないよう努めます。

※「医療安全管理指針」の閲覧を希望される方はスタッフにお申し出ください。

井原市立井原市民病院